

## ドライブレコーダデータベース検討会開催要領（案）

## 1. 会議の名称

ドライブレコーダデータベース検討会とする。

## 2. 開催目的

事業用自動車を中心として、事故データやヒヤリハットデータの取得が可能なドライブレコーダが普及しつつある。しかしながら、現在、ドライブレコーダの事故やヒヤリハットデータの活用については、一部の範囲に限られている。

本検討会は、これらのデータを収集・管理・活用するためのデータベースを含めたシステムを構築し、事故分析の拡充及び強化を目指すため、ドライブレコーダデータベースの仕様、利用方法等について検討することを目的とする。

## 3. 検討事項

- (1) ドライブレコーダデータベースに対するニーズ調査及び利用方法の検討
- (2) ドライブレコーダデータベース及びドライブレコーダの仕様の検討
- (3) ドライブレコーダデータの管理体制・方法の検討

## 4. 開催主体

国土交通省とする。

## 5. 検討会の委員

- (1) 検討会の座長は構成員の互選により決定するものとする。
- (2) 委員の任期は検討会終了までとする。

## 6. 開催回数

会議は、年間3回程度開催する。

## 7. 議事の公開

- (1) 検討会においては、新装置の開発状況、ドライブレコーダの利用状況等、企業個別情報等について議論が及ぶため、会議を公開することにより当事者又は第三者の権利又は利益を害するおそれがあることから非公開とする。
- (2) 検討会の配布資料については、原則として検討会開催後速やかに公開する。
- (3) 検討会の議事録（発言者氏名を除く。）は、検討会委員の了承を得た後、速やかに公開する。
- (4) 当事者又は第三者の権利又は利益を害するおそれがある場合には、(2)、(3)に関わらず検討会の合意を得た上で、配布資料又は議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。